

# オーストラリア・ヴィクトリア州の保育事情

伊 東 久 実

## はじめに

オーストラリアは周知のとおり連邦制の国であり、6州と2直轄区から成り、日本の約22倍の面積をもつ。オーストラリアにおける児童福祉の責任は、連邦憲法上は州・準州とされ、それぞれの州・準州で関連規則が制定され、さまざまなサービスが実施されている。

オーストラリアの保育サービスは、女性の社会進出とともに変遷し、保育の内容、費用、質の充実が求められてきた。特に、保育の質と評価に関するガイドラインは世界で先進的に導入された国であり、わが国における保育の市場原理導入に伴う質の確保の課題に何らかの指針を与えると考える。このようなオーストラリアの保育事情を知ることが目的に、オーストラリア・ヴィクトリア州、メルボルン市での保育施設の視察とインタビューを行なった。

インタビューの対象となったのは、かつて long day care centre（保育園）の経営者であり、現在 family day care scheme（家庭保育）を行っているリサ・バットランドさんである。彼女は今から18年前、21歳のとき long day care centre を開設し、8人の保育士とともに0歳から5歳までの約50人の子どもの保育にあたった人物である。開園時間は午前6時から午後6時であり、経営者としてまた出産後は一児の母親として多忙な生活を送っていたが、次女出産に際してその long day care centre を売却した。その後 family day care scheme（家庭保育）を自宅で行い、現在に至っている。

## マルチカルチャリズム

視察地に向かう途中、目の前に、どこまでも海に続くと見間違ふ広々としたプールが広がっていた。ここは、2003年にケアンズ、エスプラナードに新設されたスイミング・ラグーンである。スイミング・ラグーンは350万リットルもの水をたたえるプールで、周囲を隔てる壁や木々は何もなく、街並みに溶け込むようにデザインされた扇状に広がる形をしている。その一部には小さな砂浜があり、白人、アジア人、インド人、先住民族などさまざまな肌の色をした子どもたちが何の隔てもなく水遊びに興じていた。街のメインストリートに面するように広大なプールが広がるのを見たことはこれまでない。日本では周囲を囲われないプールなどおそらく考えられないだろう。驚きはそれだけに留まらない。なぜならここには使用料金を支払う受付はなく、誰でも無料で利用することができるのである。

監視制度も万全で、多数のライフセーバーと警察官（ポリス）が子どもたちや利用者の安全を守っていた。またプール周辺のベンチやBBQ施設、多くのテーブルつきの東屋も無料で開放され、市民と観光客の憩いの場となっていた。およそ世界200カ国の出身者が暮らす多民族国家オーストラリアのマルチカルチャリズム・寛容の精神がそこに象徴されているように思われた。

日本の子育ての困難さを日々実感している筆者である。学校週休2日制の下、親の休日が保障されない現状での子どもの余暇の過ごし方を考えるとき、安全かつ自由に子ども同士が交流できるこのような場はまことにうらやましく感じられた。



スイミング・ラグーン



## 多様な保育施設

オーストラリアの保育施設は大別すると、long day care centre（公立または私立保育園）、family day care scheme（家庭保育）、ocasional care centre（一時託児所）、ocasional care centre（一時託児所）、kindergarten（公立または私立幼稚園）、preschool（就学前教育）、playgroup（プレイグループ）、multifunctional aboriginal children's services（アボリジニ多機能保育施設）の8つの種類がある。保育・教育システムは、基本的には州独自の制度で運営されている。

long day care centre（公立または私立保育園）は0歳児から6歳児を対象に全日保育を行っており、希望の曜日を選んで週1～5日の通園が可能である。日本と異なり、母親が仕事をしていなくてもlong day care centreに預けることができ、曜日や回数を選べるため、週1、2回預けている場合が少なくない。年間48週、月～金曜日の7:00～18:00が基本の保育時間であり、ここでは就学前の子どもたちに、保育と教育を提供している。また、一部の施設では0歳～12歳まで受け入れ、日本の学童保育

オーストラリア・ヴィクトリア州の保育事情（伊東）

のような学校時間外保育サービスを行う多機能型の施設もある。

family day care scheme（家庭保育）は一般家庭で子どもを預かる制度である。預かる人数は最高4人までで（人数は州の規定により異なる）、0歳児から12歳までが対象となる。保育者は救急法などの必要な訓練を受講し、ライセンスを取得することにより認可を受ける。家庭内で行われる保育に対して、監督機関が定期的チェックと指導を行なっている。long day care centreより時間の融通がききやすいという利点があるため人気がある。

occasional care centre（一時託児所）は0歳児から6歳児までが対象となっており、不定期に子どもを預かる施設である。1時間単位で預けられる。生涯教育への参加、医療機関への通院、買い物、休息など個人的な理由により保育を必要とする親を支援する短時間の保育施設である。

kindergarten（公立または私立幼稚園）は小学校入学の1年前に通う準備学年（preschool）のさらに前段階で3～5歳児が対象である。開園時間は9：00～15：00で、3～4歳は週2日、4～5歳は3日の半日保育を行う場合が多い。ほとんどの幼稚園は、学校の場合と同様の学期を設けて開園しており、この点が、長時間保育施設との大きな違いである。スクールホリデー中は休園となる。

preschool（就学前教育）は、4歳児から1年間、小学校入学の準備学年としてカリキュラムを提供している。小学校に隣接し、一週間に2日から3日通園する場合や、ロングデイケアセンターの中で年長組として設置されている場合がある。

playgroup（プレイグループ）は、日本で言う子育てサークルのような活動で、乳幼児に対して、他の子どもとのふれあいや、親同士の交流の場が提供される。行政が主導して設置される場合と、母親や地域が基盤となって設置される場合がある。小学校の一画や、教会のホール、コミュニティー

センターを利用して親子一緒に週に1～2回、2時間程集まり、ゲームをしたり、図画工作的な活動が行われる。

multifunctional aboriginal children's services（アボリジニ多機能保育施設）は、先住民アボリジニの児童へのサービスであり、先住民の伝統的な文化に応じた保育が行われている。使用言語は英語であるが、遊具や教材、絵本などはアボリジニの文化や言語が自然な形で学べるように整えられている。母親に対しても、栄養に関する指導が行われたり、他の保育所に比べて連邦政府からの助成金が多く、家庭への経済的負担が少なくすむようになっている。

以上の保育施設の他、規制の対象とならない非公的な保育サービスについては、有料のベビーシッター、親戚、友人、隣人などが自宅でサービスを提供するものがある。

施設の利用状況は民間の long day care centre（保育園）が35.4%で一番多い<sup>(註1)</sup>。共働きの家庭の割合が54.9%という状況では、手ごろな経費で長時間預かってもらえる施設の利用率が高いようだ。

多くの保育施設は1学年を4学期制とし、1月末から始まり、12月の中旬に終了する。前年の大晦日までに5歳になった子どもが1月末に小学校に入学するのが一般的である。

オーストラリアの long day care centre の利用に関しては、日本と異なり、週2、3日の利用程度という家庭も一定数いる。また下記のような年齢区分でクラス編成され、全員が一斉に進級するのではなく、誕生日で年齢が上がると該当するクラスへ移るといったシステムになっている。

さらに保育士の配置基準を日本と比べると、0歳児以外は子ども一人に対する保育士の人員が多く配置されている。進級の時期や週2、3日の柔軟な保育利用状況を見ると、日本のような集団を意識した保育、集団の成長を通して個を育てるといった発想は見られない。0歳児以外の子どもに

オーストラリア・ヴィクトリア州の保育事情（伊東）

対する保育士の人数配置を見ても、それぞれの子どもの個性の伸張に配慮した環境といえそうだ。

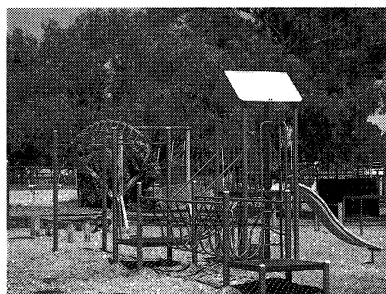
【保育士配置基準】

オーストラリア		日 本	
子どもの年齢	保育士：子ども	子どもの年齢	保育士：子ども
0～2歳	1：4	0歳	1：3
0～3歳	1：5	1歳	1：6
2歳～3歳	1：6	2歳	1：6
2歳半～3歳	1：8	3歳	1：20
3歳～6歳	1：12	4歳以上	1：30

柳沢（2002）を元に筆者が加筆した



the Peninsula School kindergarden



保育ニーズの高まり

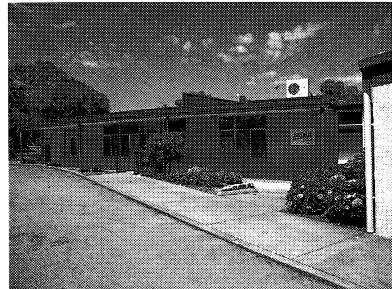
以上に示したとおり、オーストラリアでは多様な保育サービスが提供されている。これらのサービスはどのような歴史的背景によって確立、拡充されてきたのであろうか。

オーストラリアの保育の進展に大きな影響を与えたのは1972年の保育法

オーストラリア・ヴィクトリア州の保育事情（伊東）

（Child Care Act）であると言われる。当時の女性解放運動や女性の社会進出が背景となり、親の雇用を支援する保育サービスへのニーズがこの法律の制定のきっかけとなったのである。この法律をきっかけに児童サービスに対する連邦政府の関与が開始した。1988年に発表された連邦・州政府国家児童福祉戦略（Commonwealth/State National Child Care Strategy）に基づく児童サービス事業（Children's Services Program）等の下で、連邦政府・州政府の補助によるさまざまな児童サービスの拡充が図られてきた。

こうした中で1980年代は公的支出削減の議論から民間営利団体の保育サービス参入が可能となった。さらに家族形態・就労形態の変化に伴う保育ニーズの更なる高まりが、個人経営による私立園の増加を助長した。1995年のオーストラリア全土で3591ヶ所だった保育園が、わずか3年後の1998年には4248ヶ所にまで急増した。その結果、保育所間の保育内容の格差をもたらすこととなった。このことからすべての園に質の高い保育を保障していくための手段として、1994年に保育認定システム「Quality Improvement and Accreditation system」が導入されることとなったのである。



the Peninsula School preschool

### 保育の質保障の背景と変遷

先に示したように、オーストラリアにおける long day care 保育施設の急激な増加は、保育施設間の保育内容の格差を発生させた。また、幼児期の重要性に対する社会的関心の高まりの中、すべての子どもに質の高い保

育を提供し、国として一定の保育水準を保持するために、政府の重要な保育政策として導入されたのが「Quality Improvement and Accreditation System（保育認定システム）」（以下 QIAS と記す）である。この QIAS は連邦政府機関である「National Childcare Accreditation Council」（以下 NCAC と記す）によって運営されている。NCAC は、幼児教育や関連する分野の専門家が委員となり、QIAS に登録する保育園の質の保持と改善を目的として助言を行っている。

各園の保育実践と質についての評価調査は NCAC が養成した Validator（評価調査者）によって行われ、園長や職員による「自己評価」（Self-study Report）や、保護者に対する「利用者アンケート（QIAS Validation Survey For Families）の調査結果などを元にして総合的に評価認定結果が出される仕組みになっている。具体的評価項目は 4 分野 10 領域 35 指針からなっている。評価は 3 段階からなり、認可を受けるためには 35 指針すべてが『可』以上でなければならない<sup>(註 2)</sup>。

現在、日本で取り入れられている第三者評価の評価項目と比較すると、オーストラリアの評価基準の領域には「学びと発達（Learning and development）」の項目があり、その下位項目には日本にはない「言語・よみかきの能力の発達を助長するカリキュラム」「好奇心・理論的な探究・数学的な思考を助長するカリキュラム」についての評価項目がある。



オーストラリア・ヴィクトリア州の保育事情（伊東）

【評価基準の構成】

オーストラリア			日 本		
分野	領域	指針数	評価対象	評価分類	評価項目
I 相互関係・コミュニケーション	1 子ども達との関係	2	I 子どもの発達援助	1 発達援助の基本	5
	2 子どもを尊重する	4		2 健康管理・食事	6
	3 家庭との協力	3		3 保育環境	2
	4 保育者同士の関係	1		4 保育内容	11
II プログラム	1 指導計画と評価	4	II 子育て支援	1 入所児童の保護者の育児支援	5
	2 学びと発達	6		2 多様な子育てニーズへの対応	1
				3 地域の子育て支援	2
III 養護・健康・安全	1 養護	4	III 地域の住民や関係機関等との連携	1 地域の住民や関係機関・団体との連携	7
	2 健康	4		2 実習・ボランティア	2
	3 安全	3			
IV 運営	1 運営と支援	4	IV 運営管理	1 基本方針	2
				2 組織運営	3
				3 守秘義務の遵守	1
				4 情報提供・保護者の意見の反映	2
				5 安全・衛生管理	3
		計35			計52

(注)オーストラリアの評価基準の構成は QIAS 『Handbook』(2001) による。日本の評価基準の構成は厚労省『児童福祉施設における福祉サービスの第三者評価基準等に関する報告書』(2004) による。

ABC チャイルドケアセンターの破綻と課題

オーストラリアにおける保育所激増の波にのって、大規模な保育事業の拡大を行ってきたある long day care centre (保育園) が破綻した。それは、オーストラリアとニュージーランドに1200カ所の long day care

オーストラリア・ヴィクトリア州の保育事情（伊東）

centre（保育園）を運営し、北米や中東、さらに日本にまで急激に世界展開を推し進めてきた ABC ラーニングセンターである。この保育施設が2007年の暮れから経営困難に陥り、2008年11月に管財人の手に渡ることになった。この保育園は、オーストラリア国内において約10万人の子どもたちを保育していた（オーストラリア全土の保育園の1／4を有していた）ため、オーストラリア国内の慢性的な保育園不足の中で、この保育施設の倒産は国民生活に甚大な影響を及ぼすことが心配されている。

この件に関連し、今後の long day care centre（保育園）の課題についてリサの意見を求めた。「ロングデイケアセンターは昔は子どもを愛してその安全を守る所であった。それに対して今、政府が求めているのは読み・書きなどのスキルの教育である。オーストラリアでは生後6週間から預けることができるうえ、母親が希望すれば朝6時半から午後6時半までの保育が可能である。事実、早朝子どもを預け、閉園時間ぎりぎりに迎え、マクドナルドなどで夕食を済ませて帰宅するケースを目にするが、これは子どもの成長に何らかのマイナスをもたらすだろう。ABC チャイルドケアセンターはこうした親のニーズまで取り込み、その結果大きくなりすぎた。そして質の低下を招いた。今回の破綻からもわかるように、ロングデイケアセンターは、まずは子どもたちひとりひとりに行き届く深い愛情が保障される場でなければならない。」



ABC child care centre

## オーストラリアの社会保障

### ①出産給付（Maternity Payment）

オーストラリアでは、2004年7月から出産に伴う経済的負担を支援するために、それまでの出産手当（Maternity Allowance）やベビーボーナス（Baby Bonus）を統合し、新たに出産給付（Maternity Payment）を支給しはじめた。これは所得水準に関係なく、出産があったすべての家族が対象となっており、2004年の支給開始当時の給付額は3,000オーストラリアドル（約195,000円 2008.12月現在）であった。年毎に引き上げられ、2008年には5,000オーストラリアドル（約325,000円 2008.12月現在）になっている。この制度は少子化対策として功を奏し、オーストラリアではこの法律制定以降の出生率は上昇した。ちなみにオーストラリアの育児休暇は52週間で、その間は無給である。

### ②保育サービス費用を援助するシステム（Child Care Benefit）

連邦政府が運営する保育給付（Child Care Benefit）は、保育サービスを受ける子どものいる家庭に対する所得保障制度である。給付は、連邦政府や州政が、自治体・民間団体・企業等が運営する保育所（Long day care centers）や、一時託児所（Occasional care services）の保育サービス供給者に対して保育援助金を支給する形か、保育（児童を含む）サービスを必要とする親に対して財政年度の終わりに一括で現金給付を行ういずれかの形をとっている。前者の場合、保育援助金は政府と園の間で手続きが行われるので親は園に対して、差額を支払えばよいことになっている。給付額は家族の所得に応じて決定される。このように Child Care Benefit は所得による違いはあるが、平均的な家庭の未就学児童の場合、週50時間ケアで148オーストラリアドル（約9,620円）が支給されている<sup>(註3)</sup>。ちなみにヴィクトリア州のチャイルドケアセンターは一人の子どもの保育にか

オーストラリア・ヴィクトリア州の保育事情（伊東）

かる保育単価が月額約12万円であるが、この額の大部分は Child Care Benefit はじめ公的に補助される。リサ曰く、「オーストラリアの女性の収入は一般的に高く、政府も援助しているので、保育料に関しては多くの家庭は心配しなくても済んでいる」とのこと。

### 保育園の紫外線対策

オーストラリアの紫外線は日本の6倍といわれている。紫外線対策の必要性は国民に広く普及している。日中外で過ごす時間の多い子どもたちを、紫外線から守るために保育施設では「サン・スマート（Sun Smart）」プログラムが徹底されている。サン・スマートプログラムとは、紫外線防止対策のことで、その指導には具体的なスローガンが掲げられている。プログラム開始当時の1980年のスローガンは「スリップ・スロップ・スラップ（slip slop slap）」であったが、最近ではサングラスの使用の重要性も加えられて「スリップ・スロップ・スラップ・ラップ（slip slop slap+wrap）」になりつつある。

長そでのシャツを着よう！（slip on a long sleeved shirt）

日焼け止めを塗ろう！（slop on some sunblock）

帽子をかぶろう！（slap on a hat that will shade your neck）

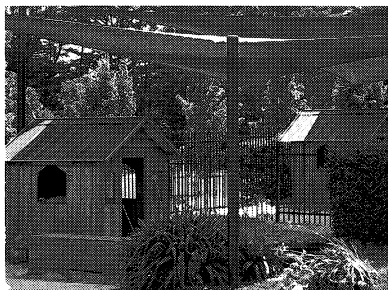
サングラスをかけよう！（wrap on some sunglasses）

このように、オーストラリアの子どもたちが外へ出るときの注意事項として指導されている。

このようなスローガンの徹底とともに、帽子をかぶらなければ屋外で遊ぶことを禁じたり、外出時には日焼け止めを塗ることを義務づけている。そのため各クラスにはサンスクリーンが常備されている。また砂場や屋外の遊具、廊下は紫外線防止の屋根やタープで覆われている。



サン・スマートプログラムの表示



園庭を覆うタープ

## まとめ

オーストラリアの保育事情や子どもの育つ環境を実際に見ながら、最初感じたことはまず、日本との相違点であった。たとえば商業主義的な規制なく親しめる豊かな自然や、スイミング・ラグーンなどの施設へのアクセスの容易さである。また、親の保育施設の利用の仕方からは、日本では当たり前である集団の中での個の育ち、という意識があまり存在していない点である。

しかしリサの話を書くうちに、相違点以上に日本との類似点が多く存在することに気づき、遠く8,000キロ離れた大陸に住む母親や子どもたちに、言葉にできない親近感を覚えた。オーストラリアにおいては、今まさに女性の社会進出に伴う保育需要の高まりを実感した。地域によっては日本の都市部にみられる待機児童に似た問題も生じ始めているという。こうした社会情勢を背景に、拡大路線で多角経営をしてきた巨大保育施設が破綻し、子どもの行き場を失った親の不安も肌で感じた。また家庭での子育てを保育施設に肩代わりせざるを得ない母親の問題も耳にした。こうした中、政府と保育にかかわる人々が、すべての子どもたちの発達を守るために、親の子育てと、保育の質の保障を意識し、その具体的内容を模索していた。

オーストラリア・ヴィクトリア州の保育事情（伊東）

昨今わが国の新聞紙上には「保育園民営化 混乱の現場」の文字が並んでいる。

自国の優れた点を自覚しつつ、広い視野を持ち、子どもの発達保障のためによりよい保育の方策を見つける努力を行いたいものである。

参考文献

- 高須裕美（2008）「海外の保育施設における保育システムーオーストラリアの保育文化（その1）ー」『名古屋短期大学研究紀要』第46号
- 丹野真紀子（2003）「オーストラリアにおける児童保育に関する一考察ーケアンズ市Sチャイルドケアセンターを事例にしてー」『大妻女子大学人間関係学部紀要』第4号
- 那須信樹 高濱正文（2007）「オーストラリアにおける保育の質向上と評価への取り組みに関する研究」『中村学園大学・中村学園大学短期大学部研究紀要第39号』
- 柳沢有紀夫（2000）『オーストラリアの小学校に子どもたちが飛びこんだ』スリーエーネットワーク
- 山岡テイ（2003）「オーストラリアでの子育て支援や安全教育」『世界の多文化子育てと教育』